障害者自立支援法における国庫補助の充実に関する意見書

障害者自立支援法が平成18年4月1日施行され、障害者が生活し、社会参加のために利用する福祉、医療サービスが原則1割の利用者負担となりました。ガイドヘルプサービスの利用や日常生活用具の購入などは地域生活支援事業としてメニュー化されましたが、これらのサービスは、障害者の生活に欠かせないものであり、所得が少ない障害者にとっては、原則1割負担は極めて大きなバリアーとなっております。また、実施に当たっては、利用者負担の上限額の設定などの軽減措置はあるものの、利用者からは、まだまだ負担は重いとの声が上がっております。

移動支援事業や日常生活用具給付等事業などの事業は、都道府県や 市町村が行う地域生活支援事業となりましたが、国からは一定額の補助しかされない中での実施となり、これまでの福祉サービスが維持されるのか、地域格差が広がるのではないのかなど、障害者への影響は大きいと言わざるをえません。

よって、政府におかれては、こうした状況を十分認識され、移動支援事業及び日常生活用具給付等事業などの補助について、居宅介護事業と同様の国庫負担割合とされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 平成18年12月25日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

## 障害者自立支援法における財政支援に関する意見書

障害者自立支援法が平成18年4月1日施行され、障害者が生活し、社会参加のために利用する福祉、医療サービスが原則1割の利用者負担となりました。ガイドヘルプサービスの利用や日常生活用具の購入などは地域生活支援事業としてメニュー化されましたが、これらのサービスは、障害者の生活に欠かせないものであり、所得が少ない障害者にとっては、原則1割負担は極めて大きなバリアーとなっております。また、実施に当たっては、利用者負担の上限額の設定などの軽減措置はあるものの、利用者からは、まだまだ負担は重いとの声が上がっております。

移動支援事業や日常生活用具給付等事業などの事業は、都道府県や 市町村が行う地域生活支援事業となりましたが、国からは一定額の補助しかされない中での実施となり、これまでの福祉サービスが維持されるのか、地域格差が広がるのではないのかなど、障害者への影響は大きいと言わざるをえません。

よって、県におかれては、こうした状況を十分認識され、移動支援事業及び日常生活用具給付等事業などの負担軽減措置を実施するための財政支援を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 平成18年12月25日

尼崎市議会議長

兵庫県知事あて